

特定電気取引に関する計量課題研究会（第4回）
議事要旨

○日時

2019年11月13日（水） 17時35分～19時07分

○場所

日本電気計器検定所本社4階 第2会議室

○出席委員

本多委員長、岩船委員、田中委員、根本委員、加曾利委員（代理：片岡氏 日電検）

○オブザーバー

京セラ株式会社 草野氏、小川氏、豊田通商株式会社 曾篠氏、日本電機工業会 尾関氏、北川氏
経済産業省 計量行政室 前場室長補佐、川端室長補佐、濱田調整係長
経済産業省 資源エネルギー庁 電力産業・市場室 清水課長補佐、山中室長補佐
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課
佐久間課長補佐

○事務局（日本電気計器検定所）

森野経営企画室長、中島経営企画室グループマネージャー、山外経営企画室アシスタントマネージャー

○議題

特定電気取引の制度の在り方について

○議事要旨

- ① 説明責任で当事者同意をすれば何でも許されるという話ではなく、消費者の方々が判断いただけるように説明責任を果たし、合意を得ることが必要。一方、どのような説明の仕方が適当なのかは今後議論を深めていければと思う。
- ② 計量法の制度そのものを緩めるのはそんなに難しい話ではないと皆さん理解されていると思うが、精緻に出来上がっているものを一部緩めることの波及効果を考えて議論すべきだと思う。
- ③ 取引に用いる計量機器は何らかの基準又は規格を作り、ルール化することが必要。今後の新しい産業界の要求に対応するとともに、低い精度だけでなく、高い精度にも対応するなど、柔軟な設定ができることが望ましい。また、機器を保証するための第三者認証などの仕組みも必要。
- ④ 特定計量器はJIS規格が既に存在し、計量法ではその規格を引用する形、他の計量器も同じ形となっている。そういったことを踏まえて、まずは計量法の技術基準の中で今回の計量機器で入れられるものがあるのか、入れられないものなのか、そういうところも含めて一度検討することも必要。
- ⑤ 特定電気取引に用いる計量機器を無尽蔵に認めるものではない基準があり、かつ、ビジネスを開始する際、大きな投資を必要としないような制度とする考え方は良いと思う。
- ⑥ 計測機器は何らかの基準又は規格が必要ではないか。測定精度についても5%と書いてあるが、そういったJISとか技術基準の中で、A、B、Cのようなクラス分けも含め、市場や製造者といった利用する方の意見を踏まえて整理していく方法もあるのではないかと。

- ⑦ 議論を踏まえて、場合によっては構造要件のようなものは電気事業法の中でやらなくても計量法の枠組みの中でできることもあるのではという点は点検していく。
- ⑧ ビジネスを行う立場でも、必要な部分の基準やJISのような規格を作ることは理解できる。一方、国民の利益を享受するために規格策定のスピード感は重要。類型Cの市場取引に係る制度設計がなかなか決まらない。ビジネスを考えている側としてはいつを目標として整理するというスケジュール感を示してほしい。今回の特定電気取引はkWの話はされていないが、特定電気取引に係る制度ができたときにkWhとkWの基準が別々で、結局は2つメーター設置することが必要になったなどということがないよう、kWとkWhともに同じ制度でできるということを報告書に示してほしい。
- ⑨ JISの作成に時間がかかるという前提で議論が行われているが、JISを迅速に作るための制度もある。計量法では、技術基準として、構造基準と、器差の基準がなくてはいけないこととなっているが、このような計量法の規制に馴染まないものを計量法の外でやることについて検討の余地はあるかと思うが、計量法の中であってもいろいろ柔軟に技術基準を制定することはできる。
- ⑩ 計量制度との整合は、引き続き検討することかと思うが、電力量計の使い方が少しずつ変わってきている中で、同じような要件が必要なのかと思っている。例えば、表示機能が必要なのか、10年間の検定の更新が必要なのかという話もある。また、時期に関しても、早くこういう取組ができるというのは日本の産業競争力にもつながると思うので、前向きに整理していきたいと考えている。
- ⑪ PPAサービス事業者として、宅内で検定付きのメーターを使っているが、使おうが使うまいが事業者の責任としてメリットを展開できるための設計をし、契約上問題とならないように納得いただけるように説明し、ケアしながらやらせていただいている。そういう前提で我々のコストコントロールに及ばないところのメーターを今回の計量機器でできるのであれば、使いたいというのが気持ち。
- ⑫ 現在サービスを行っている事業者がきちんとやっていることは言うまでもないが、市場を開くということは、どういうアクターが入ってくるか分からないところに開くことになる。お客様と相対して納得していただくために、押さえるべきところは押さえた上で、きちんとやる人に変な縛りがかからず、新しいことができるような仕組みを作れることが必要。
- ⑬ 大規模、小規模の区分について、基本的には金融も適格機関投資家のように、プロの方はいろいろなことができる代わりに保護の度合いを下げるといって運用をされていると思うので、プロに近い知識のある方は、保護の度合いを下げても自由度を増やしてもいいのかという考え方は良いと思う。
また、差分計量について、最終的に、全体として組み合わせた時にどのくらい精度が出るのかということは、参考として第三者意見など消費者保護の観点で何かコメントを出すようなことが必要ではないかと思う。
- ⑭ 類型Cについて、精度等は市場等の要件に従う扱いと思うが、EV等の計量機器の個々は小さい計量値なので、市場と取引する際は誰かがそれをアグリゲートして取引されると思う。その場合にアグリゲートする人が纏めた計量値で市場の精度を担保すれば良い訳であって、必ずしもアグリゲーターと各リソース間では市場が求める精度を必要としなくても良いのではないか。
- ⑮ 取引規模の500kW以下というのは、アグリゲートした合計500kW以下ではなくて、例えば、取引の電気自動車充電器1台あたりのような、1台1個1個単体のリソースが500kW以下という理解が良い。
- ⑯ 類型AとBの括りについて、高圧電力の所で区切ったらどうかという形の案になっているが、例えば、コンビニとかは高圧と低圧で契約されている所があるので、実ビジネスで見たときには違う形態でどうというのは、ちょっとややこしい話になるかもしれない。

- ⑰ 今回の議論の結論は、次の市場監督者なのか市場設計する人たちに繋げなければいけない。需給調整市場、容量市場であれば広域機関といった所にしっかり話をしていく必要があると思っている。
- アグリゲーションに関する取り組みをしている検討会もあるので、そちらの方にも取り扱うべきところを対応していきたいと思っている。TSOとアグリゲーターの契約はTSOとの要件の中で決まり、一方で需要家とアグリゲーターの契約もこの取組の中にあると思うので、今回の議論のような配慮も影響すると思う。
- ⑱ また、電事法上の規制下に置く等の議論もあるので、然るべき電事法の審議会の方に本結論を諮り、正式に特定電気取引としての位置付けというものが整理されるべきだと思っており、その上でできるところは 並行して関係審議会等で検討を進めていくべきかと思う。
- ⑲ 事務局の方で皆様の御意見を整理し、事務局にて中間整理をさせていただければと考えている。